

審査基準と標準処理期間

処 分 名	消防関係事務手数料の免除		
根拠法令名	埼玉東部消防組合手数料条例	(条項)第5条	
基準法令名		(条項)	
所 管 部 署	消防局予防課 指導担当		
標準処理期間	未設定（災害により特に必要があると認めるときのみ適用する）	法定処理期間	なし
<p>【審査基準】 手数料の免除は、埼玉東部消防組合危険物手数料の免除に関する要綱第2条の規定に適合するときに行うものとする。</p>			
所 管 課	予防課 指導担当	処理番号	予No.22